

## 電子メールによる架空請求

身に覚えのない料金を請求される架空請求に関する相談は、平成13年頃から全国的に増え始め、岐阜県においても平成16年度をピークにその後は漸次減少している状況にあります。依然として1,000件を超える相談が寄せられています。

請求手段については、以前はハガキが大半でしたが、最近では、電子メールの割合が増えてきています。

### 事例1

携帯に有料サイトの退会処理がされていない、放置すると身辺調査を開始すると脅しのようなメールが来た。(40歳代 女性)

### 事例2

携帯にコンテンツ料未納で訴状が受理されたという内容のメールが届いた。身に覚えがないが対処方法は。(50歳代 女性)

### 事例3

携帯電話に以前利用したサイトが未退会のため料金発生とメールが来た。覚えはなかったが、しつこかったので、不安になり、5,000円支払ってしまった。すると今度は20,000円請求するメールが来た。(40歳代 女性)

### アドバイス

電子メールによる架空請求は、上の事例のように執拗に請求することにより、利用者を心理的に追い込もうとするケースが多いようです。

このようなメールは無視し、事業者に連絡をとることは絶対にやめましょう。

あまりにもしつこいようならば、着信拒否、メールアドレスの変更等を行いましょう。

また、どうしたらよいか分からない、対処方法が不安等の場合には、迷わず相談窓口にご相談ください。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。

電話番号は058-277-1003です。

(開設時間：平日8:30~17:00)

土曜日は電話相談(9:00~17:00)のみ受付

消費者ホットライン0570-064-370

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります

H25. 7. 23 岐阜新聞

### 不当・架空請求に関する相談件数

(平成20~24年度)

